



市民のみなさまへ (市長メッセージ)

市民のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染予防に対応した生活を長期間送っていただいていること、またさまざまな場面でご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

市民生活について

当面、世界中で、または国内で感染者数が0になることは、残念ながら考えられないと思います。感染者数が減ったため感染の可能性は下がっていますが、予防接種や治療薬が定着していない現状では、感染して死亡または重篤化するリスクは依然変わっていないと言えます。

三重県が発表している感染者情報から考えますと、県内の患者の感染原因として、県外のかたとの濃厚接触が9割超と圧倒的に多い事実がございます。市民のみなさまには引き続き、県外のかたと長時間密に過ごすことは避けるなど、注意を続けてほしいと思います。特に新型コロナウイルスと相性の悪い病気をお持ちのかたがいるご家庭では、予防接種や治療方法が定着するまでは十分注意をしていただくとともに、これまでも何度もお伝えしております、手洗い・うがいなどの予防を市民のみなさまで続けていただくようお願いします。

なお、三重県では、5日間のうちに3グループ・10人を超える感染者が発生したことをもって第2波の到来とし、再度自粛要請を強める可能性があることを発表しています。みんなでそうならないように、取り組んでいきましょう。

事業の継続、経済活動について

諸外国に比べ日本では、いのちと健康を守ることを優先して感染拡大防止に取り組んできたと感じております。そのため、まだ多くのかたがこのウイルスの抗体を持っていないのではとされています。日々の暮らし、仕事を続けていくためには、コロナウイルスが近くにいることを想定し、長期的な対策を講じないといけません。

みなさまがお仕事を続けていくために、市は商工会議所と役割分担しながら100万円の持続化給付金などのご相談の機会を設けておりますので、まずは国からの給付などをしっかり受け取ってください。

また、お客さま相手の事業を営んでいらっしゃるみなさまにおかれましては、市民のためにも自分たちの暮らしのためにも感染者を出してはいけない、そのために消毒を徹底的にしなければいけないなど、日ごろから強い使命感をもって取り組んでおられます。暮らしを続けていくために最大限の努力をしながら対応されておりますので、事業を営んでいるみなさまを応援してほしいなと思っています。

市民を対象に商売をされている業種のかたがたに対しましては、感染拡大を予防するための新しい生活様式を踏まえたうえで、私たちが以前のように利用していくことによって、応援していきましょう。

観光客を対象に商売をされている業種では、緊急事態宣言が解除されていない都道府県がある場合には、来店をご遠慮いただくメッセージを出すなど、ご自身の安全を確保するためにも、国・県の判断にのっとり対応をお願いいたします。

そして、コロナウイルスにより直接的・間接的に停滞が続く業種のかたがたにおかれましては、いろいろな補助があるこの機会に、コロナウイルスの影響がある中でも事業を続けられる環境を整えていただきますようお願いいたします。

**未経験のウイルスを相手にする長い戦いになると思いますが、
みんなでこの事態を乗り切っていきましょう。**

鳥羽市長 中村 欣一郎

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

健康福祉課健康係 ☎(25)1146

5月8日より相談・受診の目安が変更になりました

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（けんたい倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 妊婦や重症化しやすいかた（※）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のいずれかがある場合
（※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患があるかたや透析を受けているかた、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた）
- 上記以外のかたで発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日間以上続く場合は必ず相談してください）

上記の症状がある場合

帰国者・接触者相談センター（伊勢保健所）に相談してください

※時間帯によって連絡先が異なりますのでご注意ください。 ※土曜・日曜日、祝日も受け付けています。

- 午前9時～午後9時
 - ・伊勢保健所：☎0596 27 5137
- 時間外 午後9時～翌午前9時
 - ・三重県救急医療情報センター：☎059-229-1199（必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに連絡します）

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策について

次のページ以降に市などが実施する主な支援策などをまとめました。
下記一覧から必要なメニューを確認してください。

家計が苦しい・売上が減少

市民生活を応援します

給付型

貸付型

応援型

減免型

メニュー	掲載ページ	申請の必要の有無
特別定額給付金のお知らせ	P4	有
子育て世帯への臨時特別給付金	P5	無 (一部有)
住居確保給付金	P5	有
宿泊および屋外体験施設 利用予約延期協力金	P5	有
持続化給付金	P5	有
傷病手当金	P6	有
高等教育修学支援新制度	P6	有
緊急小口資金（特例貸付）	P6	有
総合支援資金 ※総合支援資金のうち生活支援費	P6	有
セーフティーネット保証（4・5号） ／危機関連保証	P7	有

メニュー	掲載ページ	申請の必要の有無
子育て応援事業	P7	有
未来を担う子どもたち応援事業	P7	無
とば学生応援プロジェクト	P7	有
水道料金の減額（基本料金免除）	P8	無
離職者に対する市営住宅の提供	P8	有
市税や保険料などの猶予・減免	P8	有

その他の給付・協力金制度や相談窓口一覧

上記に記載した支援メニューのほかにもさまざまな支援がございます。市では多様なニーズにお応えできるよう、ホームページでも紹介していますので、右下のQRコードから確認してください。

市ホームページ
新型コロナウイルス感染症関連情報



給付型

個人

特別定額給付金のお知らせ

特別定額給付金窓口 ☎⁽²⁵⁾1211

支給額

一人につき
10万円

対象者

基準日(令和2年4月27日)
に鳥羽市に住所を有する人^{*}
(住民基本台帳に記録されている人)

給付金の申請方法

※諸事情により、基準日に鳥羽市に住所を有しないかたであっても給付の対象となる場合がありますので、特別定額給付金窓口へ相談してください。

「①郵送申請方式」と「②オンライン申請方式」の2種類あります。



郵送申請方式

1 鳥羽市から申請書が届きます

令和2年4月27日において、鳥羽市に住所を有する世帯に鳥羽市から申請書を送付しました。

発送日 5月21日

2 鳥羽市へ申請書を提出

届いた申請書に振込先口座を記入し、本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類とともに鳥羽市に返送してください。

申請締切 8月24日(月)



郵送申請に必要な書類

- ①振込先口座を記入した申請書
- ②申請者本人確認書類 ※いずれか1点のみ
運転免許証、健康保険証
マイナンバーカード などの写し
- ③振込先口座の確認書類
金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し



オンライン申請方式

利用には世帯主のマイナンバーカードが必要です。

受付開始日 5月1日

1 専用サイトにアクセスし申請

マイナポータルにて申請できます。

マイナポータル

検索



マイナポータル



申請締切 8月24日(月)



オンライン申請に必要なもの

- ①世帯主のマイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読み取り対応のスマホ (または、パソコンとICカードリーダー)
- ③マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号 (英数字6~16桁)
- ④振込先口座の確認書類

3 給付金は申請していただいた口座へまとめて振り込まれます

給付型

個人

子育て世帯への臨時特別給付金

健康福祉課子育て支援室

☎️ 1184

概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給している世帯（0歳～中学生のお子さんがある世帯）に対して、臨時の特別給付金を支給します。		
支給額	対象児童一人につき1万円	基準日	令和2年3月31日
対象児童	児童手当の令和2年3月分または4月分の対象となる児童 ※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象 ※令和2年4月より高校1年生になったかなども対象 ※特例給付による受給世帯を除く		
振込時期	6月30日ごろ（予定）		

▶受給にあたり、改めて申請する必要はありません。

※公務員については、所属長が支給対象者であることを証明したうえで、本人が居住市町村に申請することから別途対応となります。

給付型

個人

住居確保給付金

鳥羽市社会福祉協議会 ☎️ 1188

概要	離職や自営業の廃止などで住居を失った、または失うおそれがあるかたに対して、家賃相当額を原則3ヶ月（最長9ヶ月）支給する住居確保給付金を支給します。		
支給額	収入に応じて調整された家賃相当額（基準額以下のかたは家賃全額） 計算式：家賃 - (月の世帯収入合計額 - 基準額) 上限：33,400円（単身世帯）、40,000円（2人世帯）、43,400円（3人以上世帯）		
基準額	世帯人数：1人78,000円、2人115,000円、3人140,000円、4人175,000円、5人209,000円		
支給期間	3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長および再延長が可能。最長9ヶ月）		
支給方法	大家・不動産媒介業者へ代理納付		
申請方法	状況によって申請方法や手順が異なるので、まずは暮らし相談支援センターとば（鳥羽市社会福祉会内）に相談してください。 ☎️ 1188 ✉️ kurashi@toba-shakyo.or.jp		

協力金

事業者

宿泊および屋外体験施設利用予約延期協力金

観光課観光企画係

☎️ 1155

概要	新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止する目的で県が実施する「宿泊予約延期協力金」および「来県延期協力金（屋外体験施設）」の協力金制度について、鳥羽市は独自支援として当制度に上限枠12万円を上乗せします。		
支給額	4/20～5/31の観光客・宿泊者などの予約を延期または予約を受け入れないために自主休業を行った対象者に下記のとおり協力金を支給します。（様式は市ホームページに掲載） 支給額（上限12万円） = (予約の先延ばしなどの人数 + 予約を受け入れないために行った自主休業の日数) × 6,000円		
対象者	下記の事業者のうち4月20日～5月31日までの間に、観光客・宿泊者などの予約を延期または予約を受け入れないために自主休業を行ったなど、ご協力をいただいた事業者 ・市内の宿泊事業者（旅館業法の許可を受けていること） ・遊漁船事業者（遊漁船業の適正化に関する法律に定める手続きにより、登録があること） ・観光船事業者（海上運送法に定める手続きにより、認可を受けていること） ・自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者（釣り堀、キャンプ場、ダイビングなど） ・住宅宿泊事業者（民泊）※住宅宿泊事業法の届け出を行っていること		

給付型

事業者

持続化給付金

持続化給付金事業コールセンター ☎️ 0120-115-570

(漁業者のかた) 農水商工課水産係 ☎️ 1167

鳥羽磯部漁業協同組合 ☎️ 2328

概要	新型コロナウイルス感染症の拡大により、営業自粛などにより特に大きな影響を受ける事業者のみなさまに対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。		
対象者	給付対象となるのは下記2種類です ①中小企業などの法人（資本金10億円以上の大企業を除く企業） ⇒医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人も広く対象 ②個人事業者（フリーランスを含む） ⇒漁師や海女なども対象となります		
支給額	法人200万円まで、個人100万円まで 支給額 = 前年の総売上（事業収入） - (前年同月比の売上が50%以上減少している月の売上 × 12ヶ月)		

市と漁協が連携して、漁業者向けの巡回相談会を実施します。くわしくは各漁協支所からの連絡をお待ちください。

給付型

個人

傷病手当金

市民課保険年金係 ☎ 1148

概要	国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者で、新型コロナウイルスの感染や感染が疑わしいために働けなくなった被用者のかたを支援するため、傷病手当金を給付します。 ※その他の保険に加入しているかたは会社などご加入の健康保険組合に問い合わせてください。
支給額	支給開始日の属する月以前の直近3ヶ月の給与などの収入額の合計を就労日数で除した額の2/3に相当する額（上限あり） 支給総額 = 給与等の収入額の合計を就労日数で除した額 × 3分の2 × 支給日数 ※支払われた給与などの額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合は、傷病手当金と支払われた給与との差額分
支給期間	仕事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から最長1年6ヶ月
対象者 <small>(右記の4つの条件をすべて満たすかた)</small>	①給与の支払いを受けている鳥羽市国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者 ②新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることにより、療養のため仕事ができなくなった ③3日間連続して仕事を休み、4日目以降に休んだ日が、令和2年1月1日から9月30日までの間である ④給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている
申請方法	申請書を提出してください。くわしくは市民課保険年金係に問い合わせてください。 ※医療機関や会社などに記載していただく証明が必要です。

給付型

個人

高等教育修学支援新制度

日本学生支援機構 ☎ 0570-666-301

概要	新型コロナウイルス感染拡大の影響など、予期できない理由により家計が急変した住民税非課税世帯およびこれに準ずる世帯の授業料・入学金の減免および給付型奨学金を支給する制度																																																																										
支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">屋間制</th> <th colspan="2">授業料 減免 上限額(年額)</th> <th colspan="2">入学金 減免 上限額 (一回限り支給)</th> <th colspan="2">給付額(月額) ※屋間・夜間共通</th> </tr> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大学</td> <td>国公立</td> <td>535,800円</td> <td>282,000円</td> <td>267,900円</td> <td>141,000円</td> <td>29,200円</td> <td>66,700円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>700,000円</td> <td>260,000円</td> <td>360,000円</td> <td>140,000円</td> <td>38,300円</td> <td>75,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短大</td> <td>国公立</td> <td>390,000円</td> <td>169,200円</td> <td>195,000円</td> <td>84,600円</td> <td>29,200円</td> <td>66,700円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>620,000円</td> <td>250,000円</td> <td>360,000円</td> <td>170,000円</td> <td>38,300円</td> <td>75,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高専</td> <td>国公立</td> <td>234,600円</td> <td>84,600円</td> <td colspan="2">現在、該当なし</td> <td>17,500円</td> <td>34,200円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>700,000円</td> <td>130,000円</td> <td colspan="2"></td> <td>26,700円</td> <td>43,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門学校</td> <td>国公立</td> <td>166,800円</td> <td>70,000円</td> <td>83,400円</td> <td>35,000円</td> <td>29,200円</td> <td>66,700円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>590,000円</td> <td>160,000円</td> <td>390,000円</td> <td>140,000円</td> <td>38,300円</td> <td>75,800円</td> </tr> </tbody> </table>		屋間制	授業料 減免 上限額(年額)		入学金 減免 上限額 (一回限り支給)		給付額(月額) ※屋間・夜間共通		国公立	私立	国公立	私立	自宅	自宅外	大学	国公立	535,800円	282,000円	267,900円	141,000円	29,200円	66,700円	私立	700,000円	260,000円	360,000円	140,000円	38,300円	75,800円	短大	国公立	390,000円	169,200円	195,000円	84,600円	29,200円	66,700円	私立	620,000円	250,000円	360,000円	170,000円	38,300円	75,800円	高専	国公立	234,600円	84,600円	現在、該当なし		17,500円	34,200円	私立	700,000円	130,000円			26,700円	43,300円	専門学校	国公立	166,800円	70,000円	83,400円	35,000円	29,200円	66,700円	私立	590,000円	160,000円	390,000円	140,000円	38,300円	75,800円
	屋間制			授業料 減免 上限額(年額)		入学金 減免 上限額 (一回限り支給)		給付額(月額) ※屋間・夜間共通																																																																			
		国公立	私立	国公立	私立	自宅	自宅外																																																																				
大学	国公立	535,800円	282,000円	267,900円	141,000円	29,200円	66,700円																																																																				
	私立	700,000円	260,000円	360,000円	140,000円	38,300円	75,800円																																																																				
短大	国公立	390,000円	169,200円	195,000円	84,600円	29,200円	66,700円																																																																				
	私立	620,000円	250,000円	360,000円	170,000円	38,300円	75,800円																																																																				
高専	国公立	234,600円	84,600円	現在、該当なし		17,500円	34,200円																																																																				
	私立	700,000円	130,000円			26,700円	43,300円																																																																				
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	83,400円	35,000円	29,200円	66,700円																																																																				
	私立	590,000円	160,000円	390,000円	140,000円	38,300円	75,800円																																																																				
対象者	生計維持者（学生の父母など）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職、災害などの家計を急変させる予期できない事由で、授業料を支払うことのできなくなった住民税非課税世帯およびこれに準ずる世帯																																																																										
申請方法	在学中の学校や大学などを通じて日本学生支援機構への申請が必要となります。 くわしくは日本学生支援機構や文部科学省のホームページなどを確認してください。																																																																										

貸付型

個人

緊急小口資金（特例貸付）

鳥羽市社会福祉協議会 ☎ 1188

概要	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業などにより収入の減少があった低所得者世帯などに対して、緊急かつ一時的な必要な生活維持のための貸し付けを行います。
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯 ※従来の低所得世帯などに限定した取り扱いを拡大 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象
貸付上限額	・学校などの休業、個人事業主などの特例の場合…20万円以内 ・その他の場合…10万円以内 ※従来の10万円以内とする取り扱いを拡大
据置期間	1年以内 ※従来の2月以内とする取り扱いを拡大
償還期限	2年以内 ※従来の12月以内とする取り扱いを拡大
貸付利子・保証人	無利子・不要

貸付型

個人

総合支援資金 ※総合支援資金のうち、生活支援費

鳥羽市社会福祉協議会 ☎ 1188

概要	新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が著しく苦しい低所得者世帯などに対して、生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行います。
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※従来の低所得世帯に限定した取り扱いを拡大 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象
貸付上限額	・(二人以上) 月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内
据置期間	1年以内
償還期間	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要

貸付型

事業者

セーフティーネット保証(4・5号)／危機関連保証

農水商工課商工労政係 ☎②51156

制度概要	経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が一般保証限度額とは別枠(最大2.8億円)で借入債務を保証する制度
対象者	鳥羽市に事業所がある中小企業者で、1年間以上継続して事業を行っている事業所
各種条件など	<ul style="list-style-type: none"> ●セーフティーネット保証4号【限度額:2.8億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・全業種 ・1ヶ月の売上実績かつ2ヶ月の売上見込が20%以上減少 ・信用保証協会が100%保証 ●セーフティーネット保証5号【限度額:2.8億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・指定業種のみ(5月1日以降全業種指定) ・1ヶ月の売上実績かつ2ヶ月売上見込が5%以上減少 ・信用保証協会が80%保証 ●危機関連保証【限度額:2.8億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・全業種 ・1ヶ月の売上実績かつ2ヶ月売上見込が15%以上減少 ・信用保証協会が100%保証 <p>※保証料率や利率は条件によって異なります。</p>
申請の流れ	<p>STEP1:取引のある金融機関または三重県信用保証協会へ相談</p> <p>STEP2:必要書類添付の上、鳥羽市農水商工課商工労政係に認定申請書を提出</p> <p>STEP3:鳥羽市役所から認定書の交付を受ける</p> <p>STEP4:金融機関および三重県信用保証協会から審査を受ける</p> <p>STEP5:審査を受けた後に、金融機関から融資を受ける</p>

応援型

個人

子育て応援事業

健康福祉課子育て支援室 ☎②51184

概要	特別定額給付金の基準日(4月27日)より後に産まれたお子さまがいるご家庭に、子育て応援券や鳥羽市の記念品を詰め合わせた“おめでとうBOX”を贈り、新生活の支援を行います。
対象者	下記の2つの要件に当てはまるかたが対象です ①令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれ、鳥羽市に住民登録されたかた ②保護者が令和2年4月27日時点で鳥羽市に住民登録があり、出生届提出日まで引き続き住民登録を有しているかた
内容	4月28日以降に産まれたお子さまがいるご家庭に10万円相当の“おめでとうBOX”を贈ります。 “おめでとうBOX”は以下の詰め合わせです。 ●鳥羽市からのメッセージ ●おむつなどの購入が可能な「子育て応援券」 ●記念品

応援型

個人

未来を担う子どもたち応援事業

地元のいいトコま～る見え☆「鳥羽まるみえパスポート」プレゼント

観光課観光振興係 ☎②51157

概要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている主要観光施設への支援と、鳥羽市の未来を担う子どもたちが地元の魅力を再認識し、地元への誇りの醸成を図る目的で、市内の3歳～15歳の子どもたちに「鳥羽まるみえパスポート」を配布します。
対象者	鳥羽市に住所を有する3歳から15歳までのかた ※平成17年4月2日から平成30年4月1日生まれの鳥羽市内在住者 ※基準日:令和2年4月30日 1,507人・880世帯が対象
内容	対象者1人につき鳥羽まるみえパスポート1枚を郵送にて無料配布(各世帯単位で配布) 【鳥羽まるみえパスポートについて】 ・鳥羽観光施設連合会が発行する入場パスポートです。 ・「ミキモト真珠島」「鳥羽湾めぐりとイルカ島」「鳥羽水族館」の3施設に入場することができます。 ・本券のご利用は、1施設1回限りで有効期限はありません。他の割引券との併用はできません。

応援型

個人

とば学生応援プロジェクト

“遠くで頑張るあなたに、鳥羽の想いをお届けします”

企画財政課移住・定住係

☎②51227

概要	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市外で暮らす鳥羽市出身の学生などを支援し、鳥羽市とのつながりを強化することを目的として、応援メッセージや鳥羽市の特産品を送ります。
対象者	鳥羽市に住所を有するかたの扶養家族であり、現在市外に住んでいる学生(市外に住んでいる学生のかたへ申請するようお伝えください)
申請の流れ	市ホームページの入力フォームから申請していただくか、申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、メール、FAX、郵送でお送りください。✉ furusato-toba@city.toba.lg.jp

減免型

個人／事業者

水道料金の減額(基本料金免除)

水道課管理係 ☎26 2780

概要	新型コロナウイルス感染症や感染拡大防止のための外出自粛が各ご家庭や事業者のみなさまに経済的な影響を与えている状況を踏まえ、水道料金の減額（基本料金の全額免除）を行うことで市民生活を守ります。																																									
減額（支援）内容	官公署用を除く上水道の基本料金を全額免除します。 例1：一般家庭（口径 13mmの場合） 減額前：1,155円 ⇒ 減額後：0円 例2：営業用（口径 40mmの場合） 減額前：17,534円 ⇒ 減額後：0円																																									
減額期間	令和2年4月～9月の使用分（6カ月分） ※令和2年5月～10月検針分																																									
対象者	官公署用を除く8,919件（令和2年4月現在）																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>基本料金（税込）</th> <th>【参考】免除件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>1,155円</td><td>8,155件</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,859円</td><td>495件</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,674円</td><td>137件</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>17,534円</td><td>83件</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>28,974円</td><td>39件</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>57,640円</td><td>4件</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>86,570円</td><td>6件</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	基本料金（税込）	【参考】免除件数	13mm	1,155円	8,155件	20mm	1,859円	495件	25mm	3,674円	137件	40mm	17,534円	83件	50mm	28,974円	39件	75mm	57,640円	4件	100mm	86,570円	6件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>家事用</td><td>8,107件</td></tr> <tr><td>官公署用</td><td>162件</td></tr> <tr><td>営業用</td><td>796件</td></tr> <tr><td>公衆浴場</td><td>1件</td></tr> <tr><td>工業用</td><td>11件</td></tr> <tr><td>船舶用</td><td>4件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,081件</td></tr> </tbody> </table>	種別	件数	家事用	8,107件	官公署用	162件	営業用	796件	公衆浴場	1件	工業用	11件	船舶用	4件	合計	9,081件
メーターの口径	基本料金（税込）	【参考】免除件数																																								
13mm	1,155円	8,155件																																								
20mm	1,859円	495件																																								
25mm	3,674円	137件																																								
40mm	17,534円	83件																																								
50mm	28,974円	39件																																								
75mm	57,640円	4件																																								
100mm	86,570円	6件																																								
種別	件数																																									
家事用	8,107件																																									
官公署用	162件																																									
営業用	796件																																									
公衆浴場	1件																																									
工業用	11件																																									
船舶用	4件																																									
合計	9,081件																																									

▶基本料金免除にあたり、改めて申請する必要はありません。

応援型

個人

離職者に対する市営住宅の提供

建設課管理係 ☎25 1171

概要	解雇・雇止めにより住居の退去を余儀なくされるかたで新たな住居を確保するまでの間、一時的に市営住宅の空き部屋を提供します。（先着順で戸数には限りがあります）
対象者	鳥羽市内に住所または解雇前（または解雇予定）の勤務先があり、令和2年5月1日以降に居住していた住居から退去を余儀なくされるかた
支援内容	対象者が新型コロナウイルス感染症などの影響により、住居の退去を余儀なくされている場合に、原則1年以内の間、市営住宅の一時使用を認めます。 やむを得ない理由がある場合には、一時使用期間をさらに1年間延長します。

▶市営住宅の一時使用を申し出る前に、まずは建設課管理係に相談してください

減免型

個人／事業者

市税や保険料などの猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入などが大きく減少した場合は、市税や保険料などの納付の猶予や減免の制度があります。まずは各担当に相談してください。

税・料金名	措置内容		相談先
	猶予	減免	
介護保険料	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	健康福祉課長寿介護係 ☎25 1186
国民年金保険料	あり	あり	市民課保険年金係 ☎25 1148 伊勢年金事務所 ☎0596 27 3601
国民健康保険税	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	(猶予について) 税務課特別滞納整理係 ☎25 1136
市税	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	—	管理収納係 ☎25 1132 (減免について) 市民税係 ☎25 1134
後期高齢者医療保険料	徴収を6カ月猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	市民課保険年金係 ☎25 1148
上下水道料	個々の状況に応じて猶予	— (基本料金は免除)	水道課（料金窓口） ☎26 2641
市営住宅家賃	個々の状況に応じて猶予	—	建設課管理係 ☎25 1171

～新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附をお考えの場合に～

企画財政課企画経営室 ☎25 1101

市が実施する新型コロナウイルス感染症対策などに充てる寄附を受け付け、さらなる感染防止・経済対策に取り組みます。

寄附の方法	①企画財政課窓口へ直接持ち込み（推奨） ②市の口座へ振込（遠方の場合など①が難しい場合） ③ふるさと納税（クレジット決済、マルチ決済など、さまざまな決済方法に対応）
-------	--

※税金の控除について上記のどの方法の寄附でも、市から発行する領収書または寄附金受領証明書により確定申告で寄附金控除を受けることができます。

～鳥羽市 YouTube チャンネル開設について～

総務課広報情報係 ☎25 1114

市ではより広く動画による情報発信を行っていくため、「鳥羽市 YouTube チャンネル」を正式に開設して運用することとしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業などの情報についても動画で発信しているので、ぜひご視聴いただき、チャンネル登録をお願いします。



鳥羽市 YouTube チャンネル

～台風などで避難をお考えの場合に～

総務課防災危機管理室 ☎25 1118

新型コロナウイルス感染の心配がある中で、台風などが発生し避難を余儀なくされた場合の考え方や対応についてお知らせします。

1. 日常の備え

今まで備えていた防災用品に加えて、感染対策を念頭に置いた物品を追加しておきましょう。
追加する感染対策物品：マスク、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、タオル、体温計など

2. 避難できる場所の確認

避難所への避難者が多くなると、どうしても密集度が高まります。避難所以外で安全に避難できる場所があるかどうかを家族で話し合うなど、選択肢を増やしておきましょう。

例：・自宅の2階 ・近所の安全な場所 ・親類や知人の家 など

3. 避難所の受け入れ体制

●感染予防物品を充実しました

避難所に、マスク、アルコール消毒液、ペーパータオル、使い捨て手袋などを準備し、感染予防に努めます。

●避難所で感染が広がらないよう受け入れ体制を整えます

- ・避難所入口での健康状態の確認
- ・発熱などの症状があるかたの専用スペースの確保
- ・人と人の距離の確保（2m以上）
- ・避難者の健康状態の観察と体調不良者の早期発見

期末勤勉手当の減額について

総務課人事係 ☎25 1113

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市内経済への影響を受け、市長をはじめとした特別職と市職員（課長級）の期末勤勉手当（令和2年6月支給分）を減額します。

詳細	市長：期末手当支給額の50%を削減 教育長：期末手当支給額の30%を削減	副市長：期末手当支給額の30%を削減 課長級職員：期末手当及び勤勉手当支給額の6%を削減
----	---	---

合計約336万円の削減分については新型コロナウイルス感染症対策に係るさまざまな事業へ活用します。